

南会津ぐらし魅力発信等業務委託仕様書

1 本仕様書について

本仕様書は、委託者（「福島県」（以下「甲」という。）が受託者（「〇〇」（以下「乙」という。）に委託する「南会津ぐらし魅力発信等業務」（以下、「本業務」という。）を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務名

南会津ぐらし魅力発信等業務

3 委託業務の目的

南会津地域（以下、「当地域」という。）では、急速な人口減少・少子高齢化の進行により、地域の担い手不足や地域活力の低下が課題となっており、関係人口・交流人口の拡大及び、移住・定住の促進に向けた取組が重要となる。

本業務では、移住希望者（潜在層を含む）に対して、当地域の魅力（くらし、文化、しごと、観光など）を幅広く効果的に発信することにより、当地域の認知度向上及び移住候補地としての選択を促し、さらには移住・定住につなげることを目的とする。

4 委託期間

契約締結日から令和8年3月16日（月）まで

5 業務実施に当たっての留意点

（1）事業の一貫性

本業務の実施に当たっては、当局の別事業「南会津地域ブランディング情報発信業務（以下「ブランディング事業」という。）」と密に連携を図りながら、「五感で感じる、自然と文化 南会津」のキャッチコピー及びロゴマークを活用した「くらし（移住・定住）」「しごと（就労）」「観光」の統一的な情報発信を行うこと。

（2）ターゲットの設定

情報発信を行う際は、各種 SNS の特性を活かしてターゲット層を設定し、そのターゲット層に訴求する内容とすること。

6 業務内容

（1）特集記事の作成・掲載

当地域に移住した若者や子育て世代、女性起業家などの声や地元住民との共生エピソードなど、人を中心に紹介し、当地域への関心を高める記事を5本以上作成し、当局 HP やブランディング事業で新たに構築する総合サイト等に掲載すること。

(2) SNS 等による動画発信

以下の当局 SNS を活用し、移住希望者に対して本地域の魅力(くらし、文化、しごと、観光など)を伝える動画を作成し効果的に発信すること。

発信回数は月 1 回以上とすること。

Instagram : https://www.instagram.com/minamiaizu_kikakushoukou

YouTube : <https://www.youtube.com/@OideyoMinamiAizu>

(3) 素材収集業務

移住相談会や移住関連イベント等における地域の紹介資料や移住促進のプロモーション動画等など、今後の当地域の魅力発信に活用することのできる素材(くらし、文化、しごと、観光などの動画、静止画)を幅広く収集すること。

なお、収集素材は甲と協議の上決めるものとし、20 コンテンツ以上とする。

(4) 移住促進プロモーション

移住相談会や移住関連イベントに出展し、当地域の魅力を効果的に発信すること。

また、出展に当たっては、当ブースへの来訪者の増加及び認知度向上を図るため、バックパネルやテーブルクロスなどの装飾を統一的かつ移住希望者に訴求するデザインで制作すること。

なお、出展するイベントについては、甲と協議の上決定すること。

(5) プロモーショングッズの制作

移住相談会等において、当地域の魅力を PR することのできるグッズを制作すること。

例) イベント出展時のアンケート回答者へ配布するノベルティなど

7 提出書類

(1) 業務開始時に速やかに提出するもの

- ア 委託業務着手届(様式第 1 号)
- イ 実施工程表(任意様式)
- ウ 責任者・担当者一覧(任意様式)
- エ その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

(2) 業務完了時に速やかに提出するもの

- ア 委託業務完了報告書(様式第 2 号)
- イ 事業実施報告書(任意様式)(紙媒体: 1 部、電子データ: 一式)
- ウ その他甲が指示するもの 一式

※ なお、成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、甲に帰属するものとする。

8 業務の進め方

- (1) 乙は業務着手に先立ち、甲と協議し、調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 本業務の円滑な進捗を図るため、乙は逐次、甲と協議しながら作業を進めること。
- (3) 協議による変更等については速やかに対応すること。
- (4) 乙は本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (5) 乙は、業務の主たる部分を再委託してはならない。

9 仕様の変更等

(1) 仕様の変更

乙がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ甲と協議し承認を得ること。

(2) 仕様書に記載されていない事項

本仕様書に記載されていない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合には、必要に応じて甲と乙が協議し対応するものとする。

10 その他

- (1) 本業務の実施に当たり、法律に基づく届け出等が必要な場合には、遺漏なく行うこと。
- (2) 本業務により制作される成果物の著作権は甲に帰属するものとし、成果品の構成素材（写真や動画、イラスト等）については、甲が二次的著作物を作成し、利用することができるものとする。
- (3) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権、意匠権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、乙の責任、負担において一切を処理することとする。
この場合、甲は係る紛争等の事実を知ったときは、乙に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を乙に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- (4) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないよう十分注意することとする。
- (5) 本業務の進行状況について、甲に定期的に報告すること。